

令和4年度第1回さいたま市指定管理者制度検討会議 議事概要

- 1 日 時 令和4年5月25日（水）14時30分～15時30分
- 2 場 所 消防庁舎3階 危機管理センター関係課会議室
- 3 出席者 構成員：小川副市長（議長）、都市戦略本部長、総務局長、財政局長
説明者：都市局長、みどり公園推進部長、都市公園課長
保健福祉局長、福祉部長、障害政策課長
事務局：行財政改革推進部

4 概 要

（1）「与野公園」の指定管理者選考方法案について

- 都市局より、「与野公園」の指定期間を本市の標準的な期間の範囲外とする理由及び募集方法を非公募とする理由について説明。
 - ・与野公園における公民連携事業は、Park-PFIと指定管理者制度を併用することで、Park-PFIによる公園施設の設置と公園全体の管理を一体的に行うものであることから、指定期間をPark-PFIの事業期間と同一としたい（認定公募設置等計画の有効期間は最長20年間）。
 - ・公園施設の設置と公園全体の管理を行う事業であるため、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会が選定した事業者（認定計画提出者）を指定管理者に指定したい。
- 主な質疑応答は以下のとおり。
 - ・応募する事業者をどの程度見込んでいるのか。
→前回のサウンディング調査では、10社以上の事業者が参加していることから、それなりの応募を見込んでいる。
- 説明や質疑応答を踏まえ審議を行い、案のとおり了承した。

（2）「楓の木」及び「楓の木第2やまぶき」の指定管理者選考方法案について

- 保健福祉局より、「楓の木」及び「楓の木第2やまぶき」の指定期間を本市の標準的な期間の範囲外とする理由及び募集方法を非公募とする理由について説明。
 - ・就労移行支援事業のあり方と施設の老朽化の問題について、一体的に検討・整理をするため、令和4年度で指定期間が満了する「楓の木」及び「楓の木第2やまぶき」の更新にあたり、指定期間の終期を「楓の木第1やまぶき」に合わせ、更新する指定期間を2年間としたい。
- 主な質疑応答は以下のとおり。

- ・更新後の指定期間の終期までにどのように検討を進めるのか。
→まずは、就労移行支援事業のあり方の方向性を決めてから、施設の老朽化問題について整理をしていく。

- 説明や質疑応答を踏まえ審議を行い、案のとおり了承した。

以上